

特別顧問・特別参与が従事した職務の遂行に係る情報（事後公表）

議 題	大阪にふさわしい大都市制度のあり方について
日 時	平成29年10月19日(木) 10時30分～11時00分
場 所	大阪大学豊中キャンパス
出 席 者	(特別顧問・特別参与)：赤井特別顧問 (職員等)：副首都推進局制度企画担当課長、財政調整担当課長代理
論 点	特別区の制度設計について
主 な 意 見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政調整については、都区財政調整制度を活用し、大阪の実情に合わせて設計すると理解。資料にもあるように、法制度面で国との調整が必要となるが、特に違和感はない。 ・ 交付団体である大阪では、東京都と違って、国の基準財政需要額の算定方法を基本として、大阪の実情に合うように補正し、カスタマイズしていくべきだろう。 ・ 臨時財政対策債の発行については、過去に東京都の特別区でも発行可能額が算出されていた。現在は財源不足額方式に変更されているとはいえ、発行はそれぞれの自治体で分担するのが普通の考え方だと思う。 ・ これからの詳細設計に係ることだろうが、事務分担に沿って職員の移籍が必要となる。円滑に移行を進めるためには、給与面など調整が必要となるだろう。
結 論	特別顧問のご意見を踏まえ、引き続き検討を進める。
説明等資料	特別区素案
備 考	
関係部局 (室 課)	